

戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）

日本－EU 共同研究課題の募集

ご注意（平成 22 年 10 月 22 日）：EU 側への提出書類について

※EU 側では、応募にあたって欧州側機関の Consortium Agreement 及び日欧すべての研究機関をカバーした Coordination Agreement の最終ドラフトの提出を求めています。（締結は採択後で構いません。）関連契約の概要に関し、参考情報として下記します。詳細については、EU 側公募情報をご覧くださいか、欧州側研究者にお問い合わせ願います。

1. Coordination Agreement の内容及び他の契約との位置づけ

欧州委員会研究総局(EC DG RTD) は公募情報の中で次の 3 つの契約を規定しています。

- 1) Grant Agreement : EC DG RTD と各機関の委託研究契約
- 2) Consortium Agreement : 欧州側の機関間の関係を規定した契約
- 3) Coordination Agreement : 欧州、日本の全関係機関が主にプロジェクトの内容、機関同士の関係(権利・義務)、プロジェクトの管理、各機関の単独あるいは共同保有知財の取り扱いについて規定。

EC DG RTD は公募への応募にあたって、欧州チームの Consortium Agreement 及び Coordination Agreement の最終ドラフトの提出を求めています。

詳細は下記ウェブサイト(NMP.2011.2.2-6.)を参照ください。

<http://www.nmpteam.com/about-us/faqs.aspx>

(締結は採択後で構いません。また、公募から採択まで 1 年あるいはそれ以上の時間がかかる見込みのため、採択後の Coordination Agreement の修正について一部可能としています。)

JST は公募要項で採択後、共同研究契約(Coordination Agreement)の締結をお願いしております。また日本側機関の権利義務等は、JST と各機関の委託研究契約に記載されており、日本側機関が Consortium Agreement を締結する必要はありません。

	EU	日本
1) Grant Agreement :	EC DG RTD と各機関との間で締結	JST と各機関との間で締結 (委託研究契約)
2) Consortium Agreement :	欧州側の機関間で締結	なし
3) Coordination Agreement :	欧州、日本の全機関間で締結 (共同研究契約) ※申請時に最終ドラフトを提出	

Coordination Agreement で盛り込むべき事項等については下記ガイドラインを参照ください。

ftp://ftp.cordis.europa.eu/pub/fp7/docs/calls/cooperation/nmp/d-ct-201105_en.pdf

2. Coordination Agreement の検討及び締結について

本契約で盛り込むべき事項については上記ガイドラインに説明がありますが、細目については各機関の判断に任されています。本契約の合意あるいは締結にあたっては、各研究機関の国際契約担当部署とよくご相談の上、折衝をお進めください。

(よくある質問)

Q1. 公募(採択)の前に共同研究契約を締結しなければならない必要があるのでしょうか？

A1. EU(FP7)では公募の提案をする際に、提案の付属文書として日欧の参加機関が合意した Coordination Agreement の最終ドラフトの添付を求めています。締結までは求めていませんが最終ドラフトとして、日欧の研究機関同士で内容について、申請前によく協議することが必要です。詳しくは下記ウェブサイトを参照ください。

ftp://ftp.cordis.europa.eu/pub/fp7/docs/calls/cooperation/nmp/d-ct-201105_en.pdf

Q2. 知財に関して：**Background**(共同研究開始前に各機関が保有する知財)及び**Foreground**(共同研究の成果として得られる知財)について教えてください。

A2. 共同研究を進めるために必要な各機関が保有する Background 及び Foreground への他機関のアクセスに関する方針を明確にすることが求められています。特定の Background へのアクセスを認めない場合には、共同研究の意志決定機関(Steering Committee、General Assembly 等の研究管理組織)への説明が求められます。

Q3. 契約案内で引用されている **EC DG RTD** の **Grant Agreement** や **Annex II** などは、どこで入手できますか。

A3. EC DG RTD の下記ウェブサイトに雛形及び付属文書が記載されています。

https://cordis.europa.eu/fp7/calls-grant-agreement_en.html#standard_ga

3. 本件に関するお問合せ先

独立行政法人科学技術振興機構

国際科学技術部 事業実施担当 波羅、長谷川

TEL:03-5214-7375 FAX:03-5214-7379

E-mail : jointeu@jst.go.jp